日行連発第108号令和2年5月1日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会 会長 常住 豊 許認可業務部 部長 村山 豪彦

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による 有償貨物運送について(周知)

国土交通省より、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく今般の緊急事態宣言期間に調整期間を加えた期間、タクシー事業者が一定の条件の下において有償で貨物運送を行うことを特例的に認めるとの発表がありましたのでお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

## 【国土交诵省ホームページ】

・新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物 運送について(令和2年4月21日)

http://www.mlit.go.jp/kikikanri/content/001342102.pdf

以上